

## ネパール・ルンビニにおける世界遺産登録を契機とした文化遺産保全の実態と展望

- アジアの途上国における文化遺産保全に関する研究 -

正会員 ○森 朋子 \*1

同 黒瀬 武史 \*2

保全	世界文化遺産	世界遺産委員会
ユネスコ	ルンビニ	途上国

## 1. はじめに

第2次世界大戦後の1945年、1920年代にフランスの哲学者アンリ・ベルクソンの主張をもとに、国際連盟の組織下に政治的立場を超えた国際的な文化協力を目的として設立されたICIC（国際知的協力委員会）の後身として、国際連合教育科学文化機関（以下、ユネスコ）が国際連合の枠組みの中に設立された。ユネスコは現在までに、世界遺産条約をはじめとする文化財の保全に関し、6つの条約の制定と12の勧告をおこなっている<sup>1)</sup>。なかでも世界遺産条約と同日に採択された文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告では、各加盟国政府に適切な手段を講じることを要請しており、ユネスコはこれまで、特に途上国においては各加盟国政府を主導してきた。

本稿では、1997年に世界文化遺産に登録された、仏教の4大聖地の一つであるネパールのルンビニを事例に、①世界遺産登録の経緯、②登録後の世界遺産委員会の保全状況（SOC: State of Conservation）報告内容から、世界遺産登録を契機とした文化遺産保全の実態を把握する。最後に、筆者らが関わった日本政府のユネスコ信託基金による統合的マネジメントプラン策定プロジェクト（フェーズ1）と今後開始するフェーズ2の課題と共に、途上国における文化遺産の保全のあり方を展望する。

## 2. 世界遺産登録の経緯

## 2-1. ルンビニ開発計画と世界遺産

ブッダ生誕の地であるルンビニの開発計画は、1967年4月、敬虔な仏教徒といわれる国連事務総長ウ・タント氏の訪問を契機とする。当時の寂れた様相を嘆いた氏は、ネパール国王にこの地の開発と整備を進言し、国連の援助を受け開発計画が進められていく。マスタープランは、国際的な評価も高く、かつ仏教の伝統を持つアジアの建築家である丹下健三氏に委託された。1972年には実施計画概要ができあがり、近郊都市からのアクセス道路の建設や、土地の収用、敷地内住民約1,100人の移住もはかられ、1978年に詳細な基本計画が完成した。<sup>2)</sup>

計画の概要は既往研究<sup>3)</sup>に委ねるとし、1985年にはルンビニ開発公団（LDT）が発足するが完成に至らず、現在では当初の計画から逸脱した無秩序な開発も散見されている。なお、世界遺産は、氏の計画した聖園ゾーンの一部であり、LDTの管理下に置かれている。

## 2-2. ルンビニ世界遺産登録の略史

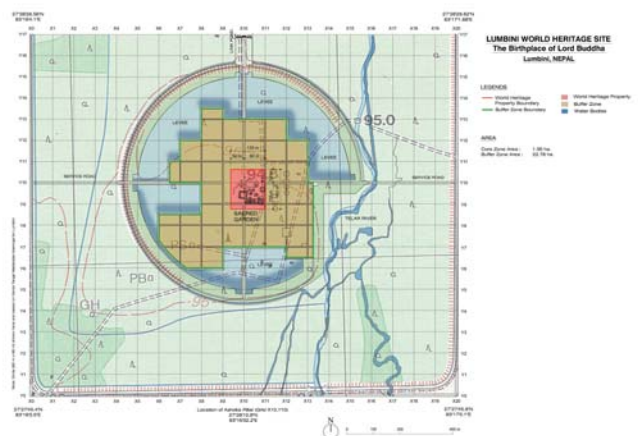
ネパールは1978年に世界遺産条約を批准し、翌年から世界遺産リストへの登録が行われ、自然2件、文化2件の合計4件の世界遺産と、15件が暫定リストに記載されている（2014年4月時点）。

1993年、ルンビニは、ブッダに関連した複数の考古学遺跡群と共に推薦されたが、世界的基準に適合した保全手段やマネジメントに関する正確な情報などが提出されるまで、登録は延期とされた<sup>4)</sup>。この遺跡群には、ブッダが出家前に生活したシャカ王国の城跡であるティラウラコットと、釈迦の遺骨を埋めた八仏塔のうち、唯一破壊されていないとされるラマグラマも含まれた。後の1996年、ブッダ生誕地として単独で推薦したところ、1997年文化遺産として登録された。なお、ティラウラコットとラマグラマは、夫々単独で暫定リストに記載されている。

## 2-3. 世界遺産の範囲

ルンビニの考古学遺跡では、世界遺産登録前の1992年から1995年におよび、本格的な発掘調査が行われている。この調査は、マヤ・デビ寺院の起源の解明を目的に行われ、紀元前3世紀まで遡り現在までの遺構が確認された。一方、調査によってマヤ・デビ寺院が解体され、発掘された考古学遺跡の保護方法が課題とされた。

この状況の中、世界遺産の範囲は、物議をかもし内容を含めないようできるかぎり狭い範囲とされ<sup>5)</sup>、アショカピラー周辺の130m×150mを遺産に、丹下プランに基づく水際を端部にバッファゾーンが設定された(図1)。

図1. 世界遺産ルンビニのコア・バッファの範囲(出典:ユネスコHP<sup>6)</sup>)

### 3. 世界遺産登録後の保全の実態

#### 3-1. 保全状況 (SOC) レポート

世界遺産条約履行のための作業指針には、世界遺産登録後も、世界遺産が何らかの脅威に脅かされている場合、保全状況について世界遺産委員会へ調査報告を行うリアクティブ・モニタリングがある。SOC レポートは、現在事態の発生に応じて対応できるだけでなく、危機遺産への登録や登録解除にも結びつくため、世界遺産の価値を担保する上で最も重要なツールとして機能している。<sup>7)</sup>

#### 3-2. ルンビニにおける SOC

登録後、ルンビニではほぼ毎年 SOC レポートが作成されている。本稿ではその内容を整理し (表 1)、途上国における文化遺産保全の実態の一端を明らかにすることを試みた。

1997 年登録後最大の出来事は、遺産内部でのマヤ・デビ寺院の再建である。登録前の発掘調査で解体された寺院の再建は、遺産登録後の世界遺産委員会への許可なしに行われた基礎工事にはじまった。その後は、遺跡への影響を懸念し、海外からの技術的支援の元、様々な検討が行われ計画案が出されたが、地元宗教団体の圧力により、2002 年に世界遺産委員会の同意を得ず計画を決定し竣工させた。これに対し、2004 年の世界遺産委員会では、2006 年 2 月 1 日までに、ネパール政府へ要請した内容に対し進展を報告できなければ、危機遺産リストに記載することを決定した。折しも 2003 年、ネパールにおけるもう一つの文化遺産であるカトマンズの谷が危機遺産リストに記載されており、同国の文化遺産保全体制のもろさが明るみになった。

その後、ネパール政府の前向きな姿勢が確認され、ルンビニは危機遺産に登録されることなく、資金援助を伴い保全の改善が進められている。

表 1. 世界遺産登録後の主な出来事と SOC レポート<sup>8)</sup>

年	主な出来事	SOC レポート	保全の悪化要因	mission	international assistance	UNESCO extra-budgetary funds
1997	世界文化遺産登録					
1998	マヤ・デビ寺院の基礎工事					
1999		○	寺院基礎工事、保全計画、自然環境	1999 WHC		
2000	寺院修復技術支援要請 (ネパール政府)	○	寺院基礎工事、保全計画、自然環境	1999 WHC	20,000USD	
2001		○	寺院基礎工事、保全計画、自然環境、排水計画、巡礼	1999 WHC、2000 technical expert	20,000USD	
2002	寺院再建無許可着手、竣工	○	寺院基礎工事、保全計画、自然環境、排水計画、巡礼	1999 WHC、2000 technical expert、2002 UNESCO reactive monitoring		
2003		○	観光、保全技術、管理体制、説明、洪水、開発圧力	1999 WHC、2000 technical expert、2002 UNESCO reactive monitoring		
2004		○	マヤ・デビ寺院			
2005	危機遺産登録への警告	○	マヤ・デビ寺院 (遺跡、景観)	2004 WHC/ICOMOS		
2006	政府対応: 危機遺産登録への警告解除	○	保全方針欠乏、不適格マネジメント、マヤ・デビ寺院 (遺跡、景観)	2004 WHC/ICOMOS、2005 WHC/ICOMOS reactive monitoring		7,200USD
2007					30,000USD	
2008	IMP draft、ティラウラコット・ラマグラマ	○	保全方針欠乏、不適格マネジメント、マヤ・デビ寺院 (遺跡、景観)	2004 WHC/ICOMOS、2005 WHC/ICOMOS reactive monitoring		50,000USD
2009		○	保全方針欠乏、不適格マネジメント、マヤ・デビ寺院 (遺跡、景観)	2004、2005 WHC/ICOMOS reactive monitoring、2008 UNESCO Advisory		62,620USD
2010	J-FIT による保全強化プロジェクト開始 (2010-2013)					20,000USD、791,786USD (JFIT)
2011		○	保全方針欠乏、不適格マネジメント、マヤ・デビ寺院 (遺跡、景観)	2004、2005 WHC/ICOMOS reactive monitoring、2008 UNESCO Advisory		5,000euros
2012		○	保全方針欠乏、不適格マネジメント、マヤ・デビ寺院 (遺跡、景観)			
2013						

\*1 東京大学先端科学技術研究センター 協力研究員・博士 (工学)

\*2 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 助教・工修

Cooperative Research Fellow, Research Center for Advanced Science and Technology, Univ. of Tokyo, Dr. Eng., Dr. Eng.

Assistant Professor, Dept. of Urban Engineering, Graduate school of Engineering, Univ. of Tokyo

### 3-3. 多様化する課題と統合的マネジメントプラン

危機遺産登録を回避した 2006 年以降、再三課題にあげられるマネジメントプランの構築は、近年では統合的マネジメントプラン (以下、IMP) として課題にあげられている。一方、アジア開発銀行の空港整備、韓国の KOICA も協力するワールドピースシティ構想、世界最大のブダ像建立計画など様々な開発計画が浮上し、周辺の工場立地が環境を損ねる点も懸念され、これら遺産を取り巻く環境の変化もまた、IMP を必要としている。

2010 年から、ユネスコ文化遺産保全日本信託基金を活用して、考古学・遺跡保存・都市計画の合同専門家チームによる IMP 策定の取組が行われている。

#### 4. 今後の展望

以上、ルンビニを事例に、世界遺産登録を契機とする文化遺産保全の実態を見てきた。本年 7 月から 3 年の計画でスタートするフェーズ 2 では、引き続き IMP による保全強化を図ると共に、ティラウラコットとラマグラマを射程に入れた広域保全計画の策定が期待されている。引き続き、ユネスコが主導するより総合的な保全計画の策定が進められるが、主体は自国であり、地域住民を巻き込んだ保全計画策定を課題として取組む所存である。

【補注】

- 1) [http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=12025&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=471.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=12025&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=471.html) (2014.1.28 入手)
- 2) 小野啓子 (1990) 「ネパール・ルンビニ開発計画: 先進国援助による開発計画の現状と問題」、『地域開発』313, pp.52-61
- 3) 李峰浩・黒瀬武史 (2011) 「途上国における地域開発と文化遺産の保全に関する研究- ネパールのルンビニ開発計画を事例として -」、『日本建築学会大会学術講演梗概集』, pp.719-720
- 4) World Heritage Committee (1993), *Report of the rapporteur Seventeenth session*, Paris, June, UNESCO (Doc. WHC-93/CONF.002/2).
- 5) Kai Weise (2013), *Managing the Sacred Garden of Lumbini, Asian Heritage management*, Abingdon: Routledge.
- 6) <http://whc.unesco.org/en/list/666/> (2014.4.6 入手)
- 7) 益田兼房・他 4 名 (2009) 「地震帯における世界文化遺産の危機に関する国際的認識の重要性」、『歴史都市防災論文集』, 3, pp. 203-210
- 8) 補注 6 を参照し、筆者が作成した。